

～確定申告前に押さえておきたい～ 個人事業者の消費税・誤りやすい事例

2025年 1月 15日
税理士 金井 恵美子



本セミナーにおいて使用する事例は、
国税庁「個人課税関係 令和5年版 誤りやすい事例」
より選定しています。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 1

誤った取扱い

個人事業者（消費税の課税事業者）が、副業として月額10万円で店舗一戸の賃貸も行っている場合、この貸店舗の賃料は消費税の課税の対象とならないとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 1

参考条文等

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 3, June 2010
DOI 10.1215/03616878-35-2-453 © 2010 by The University of Chicago

第二步：在“我的电脑”或“我的文档”中建立一个名为“我的音乐”的文件夹，将从网上下载的歌曲存放在该文件夹中。

在這段時間，我會把所有關於我的問題都列出來，然後一一回答。如果我答不出來，那就說明我還沒有完全理解。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 1

参考条文等

- 事業者に適用する場合は、事業者も下記を該当する場合は、消費税の課税対象外と見なされ、課税を受けることなく、消費税の課税対象の取扱いを行った場合、課税、課税、課税、課税の扱いとなる。
- 事業者が商品の販売を行なう場合、事業者も該当する場合は、「事業者も下記を該当する場合は、課税対象外と見なされ、課税を受けることなく、消費税の課税対象の取扱いを行った場合、課税、課税、課税、課税の扱いとなる。
 - 事業者が商品の販売を行なう場合、事業者も該当する場合は、「事業者も下記を該当する場合は、課税対象外と見なされ、課税を受けることなく、消費税の課税対象の取扱いを行った場合、課税、課税、課税、課税の扱いとなる。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 1

正しい取扱い

消費税は、個人事業者で事業を行う場合、販売する商品の価格に消費税が課税される。この場合、販売する商品の価格には、消費税を含む料金が含まれる。そのため、販売する商品の価格を算出する際、消費税を考慮する必要がある。また、販売する商品の価格を算出する際、消費税を考慮する必要がある。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 2

誤った取扱い

不動産賃貸業者（消費税の課税事業者）が、たまたま自己の趣味に関する講演を依頼され講演料を受領した場合でも、既に消費税の課税事業者であることから、この講演料を消費税の課税の対象とした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 2

参考条文等

（略）
（略）
（略）
（略）

（略）
（略）
（略）
（略）
（略）
（略）

（略）
（略）
（略）
（略）

（略）
（略）
（略）
（略）

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 2

参考条文等



～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 2

正しい取扱い

在這一個月的時間裏，我所見到的，就是這幾個人。他們都是些有錢人，而且是些有錢人裏面的頭領。他們的財產，都是數以萬計的。他們的財產，都是數以萬計的。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 3

誤った取扱い

取引先の借金の保証を行っていた事業所得者が、取引先の倒産によりその保証債務の履行を求められ、やむなく自分の工場を売却して債務の履行を行った。

この場合、保証債務の履行のための譲渡であるから、消費税は課税されないとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 3

参考条文等

○事業者が個人事業者としての活動を主とするもので、販売一棟の
仕入代金（仕入代金の支拂いの方法による場合は、支拂いの方法による仕入代
金）の額が、年間の総取扱額のうち、販売一棟の総取扱額を基準とする場合
に、該総取扱額の10%未満の場合は、該総取扱額のうちの販売一棟の総取
扱額を基準とする場合、該総取扱額のうちの販売一棟の総取扱額を基準とす
る。その他の場合は、該総取扱額のうちの販売一棟の総取扱額を基準とする。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 3

正しい取扱い

消費税の課税対象となる場合は、原則として販売の際に課税される。ただし、免税の範囲に該当する場合や、特定の条件を満たす場合などでは課税されない場合がある。

消費税の課税対象となる場合は、原則として販売の際に課税される。ただし、免税の範囲に該当する場合や、特定の条件を満たす場合などでは課税されない場合がある。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 4

誤った取扱い

車両燃料の軽油をガソリンスタンドから購入した際、ガソリンスタンドからの請求書では、軽油代とは別に軽油引取税が記載されているにもかかわらず、当該軽油引取税を含む全額について、課税仕入れの対象になるとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 4

参考条文等

消費税の適用を受ける事業者（消費税の課税事業者）は、消費税の課税事業者としての登録を済ませた後、販売の実績がある場合、販売の実績がある場合に、消費税の課税事業者登録の届出書類を提出する。また、販売の実績がない場合は、販売の実績がない場合は、消費税の課税事業者登録の届出書類を提出する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 4

正しい取扱い

個人事業者としての確定申告における消費税の扱いは、必ずしも複雑で、誤りやすい事例が多いため、ここでは、最も頻繁に見られる誤りやすい事例について、正しく取扱う方法を解説します。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 5

誤った取扱い

集合住宅とその敷地内にある駐車場の賃貸契約において、契約書に家賃と駐車場使用料を区分しないで賃料が記載されている場合は、全て駐車場付き住宅の貸付けとして非課税になるとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 5

参考条文等

● 亂世：亂世是中國歷史上的一個重要時期，指社會動盪、政局不穩、民不聊生的時代。亂世時期，社會矛盾尖銳，政治黑暗，經濟凋敝，人民生活困苦，社會秩序混亂，常常發生戰爭和社會動盪。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 5

正しい取扱い

個人事業者として、販売する商品の価格に消費税を含めて提示する場合、原則として、消費税を含む価格を算出する際には、税込価格を算出する（税込計算）が、税抜価格を算出する（税抜計算）。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 6

誤った取扱い

建物を賃貸する際、居住用として賃貸すれば非課税であるが、賃貸借契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない（用途を問わない）契約が締結された場合、居住の用に供する事が明らかではないため、課税となるとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 6

参考条文等

個人事業者の消費税の課税対象となる「販売」は、次に該当する行為を指す。但し、この規定は、個人事業者の販売行為の範囲を定めるものである。

（1）「販売」とは、次に該当する行為を指す。
（ア）商品の譲り受けた者に、商品の所有権を移す行為。

（イ）商品の譲り受けた者に、商品の所有権を移さないが、商品の代金を受取る行為。

（ロ）商品の譲り受けた者に、商品の所有権を移さないが、商品の代金を受取らぬで、商品の譲り受けた者に、商品の代金相当額を支拂わせたる行為。

（ハ）商品の譲り受けた者に、商品の所有権を移さないが、商品の代金を受取らぬで、商品の譲り受けた者に、商品の代金相当額を支拂わせたる行為。

（ニ）商品の譲り受けた者に、商品の所有権を移さないが、商品の代金を受取らぬで、商品の譲り受けた者に、商品の代金相当額を支拂わせたる行為。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 6

参考条文等

在這段時間，我會把所有關於我的問題都列出來，然後一一回答。如果我答不出來，或者不知道該怎麼回答，我會坦白地說出來，並請他們再問一些問題。這樣，我就可以知道他們對我有什麼樣的印象，並根據這些信息來調整自己的行為。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 6

正しい取扱い

個人事業者としての確定申告における消費税の取扱いは、複数の課題があります。その中で最も重要なのが、売上高の算定です。売上高とは、商品やサービスを販売したときに受け取った金額のことです。ただし、売上高を正確に算定するためには、支払った仕入料金や税金などを控除する必要があります。そのため、売上高を正しく算定するためには、支払った仕入料金や税金などを控除する必要があります。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

誤った取扱い

ビットコインの譲渡を課税としていた。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

参考条文等

○事業者登録の申請書に記載する個人事業者の登録情報のうち、登録番号、登記者名、登記者住所、登記者電話番号、登記者郵便番号、登記者電子メールアドレス等の登録情報を虚偽の表示をする場合、虚偽登録の行為とみなされ、虚偽登録の行為による損害賠償請求権を有する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

参考条文等

○個人事業者等の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制は、原則として、法人の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制と同一である。ただし、個人事業者等の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制が、法人の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制と異なる場合は、個人事業者等の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制を適用する。

参考

○個人事業者等の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制は、原則として、法人の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制と同一である。ただし、個人事業者等の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制が、法人の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制と異なる場合は、個人事業者等の事業上の取扱いに付する消費税の課税標準、課税対象の範囲等の規制を適用する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

参考条文等

（この場合は、取扱い商品や販売手数料が該当の場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

（この場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

（この場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

（この場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

（この場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

（この場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

（この場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

（この場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

（この場合は、該当の手数料等を差し引いた金額を控除して算出する。）

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 7

正しい取扱い



～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 8

誤った取扱い

事業者が廃業して1年経過後に、新たな事業を開始した場合において、新規事業に係る基準期間における課税売上げがないことから免税事業者であるとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 8

参考条文等

個人事業者等の課税標準の適用範囲は、次に掲げる事業者に適用される。

（一）事業者

個人事業者等の課税標準の適用範団として、個人の事業者等の事業活動の範囲は、その事業の実質的性質により、その事業が該当するか該当しないかを判断する場合、該当する場合は該当する事業の範囲に該当しない場合は該当しない事業の範囲に該当する。

（二）事業者等の課税標準の適用範囲の範囲

個人事業者等の課税標準の適用範囲の範囲は、該当する事業の範囲に該当しない場合は該当しない事業の範囲に該当する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 8

正しい取扱い

個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも必ずあるべき事項である。事業者としての個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも必ずあるべき事項である。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 9

誤った取扱い

個人事業者Bが令和X年9月に死亡したため、個人事業者Bの相続人である個人事業者C（C自身の基準期間の課税売上高は1000万円以下）は、Bが第一次相続によりAから相続した事業を更に相続（第二次相続）した。

この場合、Cの令和X年課税期間の消費税の納税義務の判定上、A及びBの基準期間の課税売上高を合計して判断するとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 9

参考条文等

○個人事業者に適用する消費税の課税対象の範囲は、次に掲げるものとする。
（1）前項に規定する消費税の課税対象の範囲に該当する個人事業者のうち、販売額が同一の事業者としての販売額を算定する場合の販売額から同一の期間の販売額を控除した額のうち、該該期間の販売額のうち、（2）前項に規定する消費税の課税対象の範囲に該当する個人事業者のうち、販売額が同一の事業者としての販売額を算定する場合の販売額から同一の期間の販売額を控除した額のうち、該該期間の販売額のうち、

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 9

参考条文等

消費税の適用を受ける事業者（以下「被適用事業者」という。）は、被適用事業者が消費税の課税対象となる取引に係る取引額（被適用事業者が該取引に係る収益を得た場合の収益額）を算定する際、被適用事業者が該取引に係る取引額を算定する場合の取引額（以下「取引額」）を算定する。

（被適用事業者）は、被適用事業者が該取引に係る収益を得た場合の収益額を算定する際、被適用事業者が該取引に係る取引額を算定する。

（被適用事業者）は、被適用事業者が該取引に係る収益を得た場合の収益額を算定する際、被適用事業者が該取引に係る取引額を算定する。

（被適用事業者）は、被適用事業者が該取引に係る収益を得た場合の収益額を算定する際、被適用事業者が該取引に係る取引額を算定する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 9

正しい取扱い

個人事業者でも、個人消費の範囲で消費税を課税する場合、原則として、販売の対象が個人である場合は、消費税を課税する。ただし、個人のための生活必需品や、個人の嗜好品等は、原則として消費税を課税しない。

したがって、個人事業者が個人の嗜好品等を販売する場合、原則として消費税を課税する。ただし、個人の嗜好品等を販売する場合、原則として消費税を課税しない。

したがって、個人事業者が個人の嗜好品等を販売する場合、原則として消費税を課税する。ただし、個人の嗜好品等を販売する場合、原則として消費税を課税しない。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

誤った取扱い

従来から貸地業を行っていた者が、ある年から新たに貸ビル業も行うこととなったので、消費税課税事業者選択届出書をその年に提出したが、その年は事業を開始した日の属する課税期間ではないので、翌課税期間から課税事業者となるとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

参考条文等

個人事業者等の消費税の課税対象の範囲等に関する法律
第二条第一項の規定による課税対象の範囲等の区分を設ける場合、各該区分等にかかる課税対象の範囲等（以下「該区分等の課税対象の範囲等」といふ。）は、同一区分等の課税対象の範囲等（以下「該区分等の課税対象の範囲等」といふ。）を同一区分等の課税対象の範囲等（以下「該区分等の課税対象の範囲等」といふ。）とするものと同一の範囲等である。
第三条第一項の規定による課税対象の範囲等（以下「該範囲等」といふ。）は、同一区分等の課税対象の範囲等（以下「該範囲等」といふ。）を同一区分等の課税対象の範囲等（以下「該範囲等」といふ。）とするものと同一の範囲等である。
第四条第一項の規定による課税対象の範囲等（以下「該範囲等」といふ。）は、同一区分等の課税対象の範囲等（以下「該範囲等」といふ。）を同一区分等の課税対象の範囲等（以下「該範囲等」といふ。）とするものと同一の範囲等である。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

参考条文等

- 個人事業者の消費税の課税対象の範囲
○ 個人事業者の消費税の課税対象の範囲、並に税率を定めます。
○ 個人事業者が販売する商品の価格に付する消費税の額を算定する場合
○ 個人事業者の販売する商品の価格に付する消費税の額を算定する場合
○ 個人の販売する商品の価格に付する消費税の額を算定する場合
○ 個人の販売する商品の価格に付する消費税の額を算定する場合
○ 個人の販売する商品の価格に付する消費税の額を算定する場合
○ 個人の販売する商品の価格に付する消費税の額を算定する場合
○ 個人の販売する商品の価格に付する消費税の額を算定する場合
○ 個人の販売する商品の価格に付する消費税の額を算定する場合

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

参考条文等

○事業者は、消費税の課税対象となる取引に係る消費税額を算定する場合、該当する取引が「標準仕入」として記載された場合は、該当する取引の標準仕入額を標準仕入額として算定する。標準仕入額は、該当する取引の標準仕入額と該当する取引の標準仕入額とのうち、該当する取引の標準仕入額が大きい方の標準仕入額とする。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

参考条文等

- 個人事業者による販売の場合は、販売する商品に係る消費税額を、販
売額から差引して、販賣する商品の消費税額を算定する。販賣する商品の
消費税額は、販賣する商品の販賣額に該当する消費税額を算定する。
● 販賣する商品の販賣額に該当する消費税額を算定する場合、販賣する商品
の消費税額（該当する消費税額）を、販賣する商品の販賣額から差引して、販
賣する商品の販賣額に該当する消費税額を算定する。販賣する商品の販賣額
に該当する消費税額を算定する場合、販賣する商品の販賣額から差引して、販
賣する商品の販賣額に該当する消費税額を算定する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 10

正しい取扱い

個人事業者としての確定申告における消費税の取扱いは、必ずしも複雑なものではありません。しかし、複数の取扱い方法があるため、誤りやすい点があります。このセミナーでは、個人事業者の消費税の取扱いについて、基礎知識から実務まで詳しく解説します。

個人事業者としての確定申告における消費税の取扱いは、必ずしも複雑なものではありません。しかし、複数の取扱い方法があるため、誤りやすい点があります。このセミナーでは、個人事業者の消費税の取扱いについて、基礎知識から実務まで詳しく解説します。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 11

誤った取扱い

国土交通省にタクシー業の許可申請を行い、許可を取得次第、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）としてタクシー業を開業予定である個人事業者について、開業前に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することはできないとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 11

参考条文等

（略）
（略）
（略）
（略）

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 11

参考条文等

国税庁（登録を受けるかご検討中の方へ）新規開業者向け特設ページ 個人12

まだ事業を始めていない（将来始める予定の）個人事業者ですが、私でも登録を受けられるのでしょうか？

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 11

正しい取扱い

個人事業者による消費税の取扱いは、原則として「課税事業者による消費税の取扱い」として規定されています。ただし、個人事業者が「非課税事業者による消費税の取扱い」を行なう場合は、その取扱いが問題となります。

まず、個人事業者が「課税事業者による消費税の取扱い」を行なう場合、その取扱いは「個人事業者の消費税の取扱い」、専門用語では「課税事業者の取扱い」です。

しかし、個人事業者が「非課税事業者による消費税の取扱い」を行なう場合、その取扱いは「個人事業者の取扱い」、専門用語では「非課税事業者の取扱い」です。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 12

誤った取扱い

他の者から販売の委託を受けて資産の譲渡等を行った場合の消費税の課税標準を販売した売上金額の全額とした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 12

参考条文等

○ 個人事業者の消費税の課税対象となる取扱いの範囲を定めたものとし、その範囲を超過する取扱いは課税対象外とする。ただし、(1) 個人事業者による販売の取扱い、(2) 個人事業者による仕入の取扱い、(3) 個人事業者による輸出の取扱い、(4) 個人事業者による輸入の取扱い、(5) 個人事業者による輸送の取扱い、(6) 個人事業者による保管の取扱い、(7) 個人事業者による委託の取扱い、(8) 個人事業者による販売の取扱いの範囲を超過する取扱いのうち、(1)から(4)までの取扱いの合計額が、(5)から(8)までの取扱いの合計額に該当する場合の取扱いの範囲を超過する取扱い。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 12

参考条文等

参考：個人事業者に適用される消費税の課税対象を規定する法律等の規制事項は、個人事業者に適用される消費税の課税対象の範囲、税率、課税方法等の課税事項を規定する法律等の規制事項である。個人事業者に適用される消費税の課税対象の範囲、税率、課税方法等の規制事項。

（例）① 個人事業者として、個人事業者に適用される消費税の課税対象の範囲、税率、課税方法等の規制事項、個人事業者に適用される消費税の課税対象の範囲、税率、課税方法等の規制事項。

② 個人事業者として、個人事業者に適用される消費税の課税対象の範囲、税率、課税方法等の規制事項、個人事業者に適用される消費税の課税対象の範囲、税率、課税方法等の規制事項。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 12

正しい取扱い

個人事業者としての登録を一回するだけで、消費税を支払う義務が発生する。そのため、消費税の支払いは必ずある。

しかし、個人事業者として登録をした場合、必ずしも消費税を支払う義務があるわけではなく、個人事業者登録をした場合でも、消費税を支払う義務がない場合がある（消費税の課税対象外）。

なぜか、個人事業者登録をした場合でも、消費税を支払う義務がない場合がある（消費税の課税対象外）場合がある（消費税の課税対象外）。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 13

誤った取扱い

販売代行業者に飲食料品の販売を委託している事業者が、販売額と委託販売手数料との差額のみを課税標準額として計上する方法(いわゆる純額処理)により申告している。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 13

参考条文等

個人事業者の消費税の課税対象となる取扱いの範囲を定め、その範囲に該当する取扱いの場合は、その取扱いの範囲を定めたものと同一の取扱いとする。

（第1項）個人事業者の消費税の課税対象となる取扱いの範囲を定め、その範囲に該当する取扱いの場合は、その取扱いの範囲を定めたものと同一の取扱いとする。

（第2項）個人事業者の消費税の課税対象となる取扱いの範囲を定め、その範囲に該当する取扱いの場合は、その取扱いの範囲を定めたものと同一の取扱いとする。

（第3項）個人事業者の消費税の課税対象となる取扱いの範囲を定め、その範囲に該当する取扱いの場合は、その取扱いの範囲を定めたものと同一の取扱いとする。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 13

参考条文等

会員、顧客等が、販売する商品の販売額を算定する場合に、該商品の消費税額を考慮する。該商品の消費税額は、該商品の販売額の消費税率（率）と該商品の消費税額の合計額である。該商品の販売額の消費税率（率）を算出するための方法を示す。

（例）① 販売する商品Aの販売額が、販売する商品Bの販売額の2倍である場合、該商品Aの消費税率（率）は該商品Bの消費税率（率）の2倍である。

（例）② 販売する商品Aの販売額が、販売する商品Bの販売額の3倍である場合、該商品Aの消費税率（率）は該商品Bの消費税率（率）の3倍である。

（例）③ 販売する商品Aの販売額が、販売する商品Bの販売額の4倍である場合、該商品Aの消費税率（率）は該商品Bの消費税率（率）の4倍である。

（例）④ 販売する商品Aの販売額が、販売する商品Bの販売額の5倍である場合、該商品Aの消費税率（率）は該商品Bの消費税率（率）の5倍である。

（例）⑤

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 13

正しい取扱い

個人事業者の消費税の取扱いは、必ずしも複雑で、誤りやすい事例が多いため、この章では、個人事業者の消費税の取扱いについて、誤りやすい事例を解説します。個人事業者の消費税の取扱いは、複雑ですが、その複雑さの中でも、最も重要なのは、個人事業者の消費税の取扱いが複雑な理由であるため、個人事業者の消費税の取扱いを理解するためには、個人事業者の消費税の取扱いを理解する必要があります。

個人事業者の消費税の取扱いは、必ずしも複雑で、誤りやすい事例が多いため、この章では、個人事業者の消費税の取扱いについて、誤りやすい事例を解説します。個人事業者の消費税の取扱いは、複雑ですが、その複雑さの中でも、最も重要なのは、個人事業者の消費税の取扱いが複雑な理由であるため、個人事業者の消費税の取扱いを理解するためには、個人事業者の消費税の取扱いを理解する必要があります。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 14

誤った取扱い

個人事業者が2階建の店舗兼住宅を取得し、1階を店舗、2階を居住用として使用する場合、その支払対価の全額が課税仕入れに該当するとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 14

参考条文等

○ 個人事業者の消費税の課税対象と課税の仕組み

個人事業者の消費税の課税対象は、商品、工作物、受取料、賃料等のものに係る販売、輸出、その他の譲り受けの取扱い、輸入の取扱い等に係る取扱いをもつてする。前項の取扱いに係る譲り受けの取扱いの範囲は、(一)販売の取扱いの範囲(二)輸出の取扱いの範囲(三)輸入の取扱いの範囲(四)その他の譲り受けの取扱いの範囲である。

● 消費税の課税対象の範囲を把握する

商品、工作物、受取料、賃料等のものに係る販売、工作物の譲り受け、輸出、輸入の取扱い等に係る譲り受けの取扱いの範囲に該当するものを課税する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 14

正しい取扱い

個人事業者による販売の場合は、販売額をもとに消費税を算出する場合、販売額には、商品の販売額と、商品の販売に伴う運送料金等の付帯費用が含まれる場合、付帯費用を含む金額をもとに消費税を算出する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

誤った取扱い

塗装工事業は、他人の所有物を塗装し加工賃等を対価とするものであるから、第四種事業に該当するとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等

○ 購入した消費財を、自らの事業活動に供する場合、その消費財の購入額を課税額とする。

○ 営業用車両の購入額を課税額とする。

○ 営業用車両の購入額を課税額とする。

○ 購入した消費財を、自らの事業活動に供する場合、その消費財の購入額を課税額とする。

○ 購入した消費財を、自らの事業活動に供する場合、その消費財の購入額を課税額とする。

○ 購入した消費財を、自らの事業活動に供する場合、その消費財の購入額を課税額とする。

○ 購入した消費財を、自らの事業活動に供する場合、その消費財の購入額を課税額とする。

○ 購入した消費財を、自らの事業活動に供する場合、その消費財の購入額を課税額とする。

○ 購入した消費財を、自らの事業活動に供する場合、その消費財の購入額を課税額とする。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等



～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等

消費税は、個人事業者（第一号事業者）の事業活動による消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者（第一号事業者）の事業活動による消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。個人事業者は、消費課税（消費税）を課すものとする。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等

- 個人事業者
- 営業所、支店等
- 営業所、支店等
- 不動産業、旅館業業者、不動産賃貸業者等の各者。①
- 不動産業、旅館業者、不動産賃貸業者等の各者。②
- 不動産業者、旅館業者、不動産賃貸業者等の各者。③
- 不動産業者、旅館業者、不動産賃貸業者等の各者。
- 営業 手帳登録業者
- 営業 手帳
- 営業手帳登録業者
- 営業手帳登録業者

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

参考条文等

会員、被扶養者等の親類のうち、同一の被扶養者に対する扶養義務を負う者が複数ある場合は、各扶養者に同一の被扶養者に対する扶養義務を負う者は、同一の被扶養者に対する扶養義務を負う者として扱う。

会員、被扶養者、被扶養者を兼ねて居られる者、第一被扶養者と同一の被扶養者を兼ねて居られる第二被扶養者、第一被扶養者と同一の被扶養者を兼ねて居られる第三被扶養者。

(例) 3 第一被扶養者、第二被扶養者、第三被扶養者と同一の被扶養者である。第一被扶養者と同一の被扶養者である者、第二被扶養者と同一の被扶養者である者、第三被扶養者と同一の被扶養者である者。

第 3 項 第一被扶養者と同一の被扶養者である者、第二被扶養者と同一の被扶養者である者、第三被扶養者と同一の被扶養者である者、第一被扶養者と同一の被扶養者である者、第二被扶養者と同一の被扶養者である者、第三被扶養者と同一の被扶養者である者。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 15

正しい取扱い

原則、事業主の従業員が自らの仕事で「仕事」をする場合、その費用は事業者負担です。
ただし、他人が事業主の従業員である場合（「仕事」をするのが「他の人の仕事」である場合）も原則事業者負担ですが、事業者負担の場合は、費用を支拂う場合があります。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

誤った取扱い

簡易課税制度（第五種事業）を適用している歯科医師が、患者から取り外した金冠の売却代金を第一種事業とした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

○ 第一項

○ 第二項

○ 第三項 個人事業者が同一の取扱いを複数行う場合、(一)

○ 第四項 (一)は、取扱いを複数行う場合

○ 第五項 (二)の取扱いと同一の取扱いを複数行う場合、(二)を(一)とする。

○ 第六項

○ 第七項 (一)の取扱い

○ 第八項 (二)の取扱いと同一の取扱いを複数行う場合、(二)

○ 第九項 (三)の取扱いと同一の取扱いを複数行う場合、(三)を(二)とする。

○ 第十項 (四)の取扱いと同一の取扱いを複数行う場合、(四)を(三)とする。

○ 第十一項 (五)の取扱いと同一の取扱いを複数行う場合、(五)を(四)とする。

○ 第十二項 (六)の取扱いと同一の取扱いを複数行う場合、(六)を(五)とする。

○ 第十三項 (七)の取扱いと同一の取扱いを複数行う場合、(七)を(六)とする。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

個人事業者に課税する場合の課税標準の算定に係る基準を定め、個人事業者に課税する場合の課税標準の算定に係る基準を定め、個人事業者に課税する場合の課税標準の算定に係る基準を定め、個人事業者に課税する場合の課税標準の算定に係る基準を定め、個人事業者に課税する場合の課税標準の算定に係る基準を定めます。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

○ 個人事業者の場合は、（1）事業場の所在する市町村に課税される場合と、（2）事業場の所在する市町村に課税されず、（3）事業場の所在する市町村に課税されると認められる場合がある。

（1）事業場の所在する市町村に課税される場合

○ 個人事業者が、（1）事業場の所在する市町村に課税される場合と、（2）事業場の所在する市町村に課税されると認められる場合のいずれかに該当する場合は、（1）事業場の所在する市町村に課税される場合とみなす。

（2）事業場の所在する市町村に課税されると認められる場合

○ 個人事業者が、（1）事業場の所在する市町村に課税される場合と、（2）事業場の所在する市町村に課税されると認められる場合のいずれかに該当する場合は、（2）事業場の所在する市町村に課税される場合とみなす。

（3）事業場の所在する市町村に課税されると認められる場合

○ 個人事業者が、（1）事業場の所在する市町村に課税される場合と、（2）事業場の所在する市町村に課税されると認められる場合のいずれかに該当する場合は、（3）事業場の所在する市町村に課税される場合とみなす。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

- 第一阶段：从“新民主主义”到“社会主义”，即由“新民主主义”向“社会主义”的过渡时期，是毛泽东思想形成的主要时期。第二阶段：从“社会主义”到“共产主义”，即由“社会主义”向“共产主义”的过渡时期，是毛泽东思想发展的主要时期。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

参考条文等

本項は個人事業者に適用する消費税の課税対象と課税の仕組みを規定する。個人事業者は、事業活動による収益のうち、販売による収益（以下「販売収益」といふ）をもつて消費税を課税される。この場合、販売収益は、販売による収益（以下「販売収益」といふ）をもつて消費税を課税される。この場合、販売収益は、販売による収益（以下「販売収益」といふ）をもつて消費税を課税される。この場合、販売収益は、販売による収益（以下「販売収益」といふ）をもつて消費税を課税される。この場合、販売収益は、販売による収益（以下「販売収益」といふ）をもつて消費税を課税される。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 16

正しい取扱い

個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも複雑なものではありません。しかし、個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも複雑なものではありません。ただし、個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも複雑なものではありません。

個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも複雑なものではありません。ただし、個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも複雑なものではありません。ただし、個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも複雑なものではありません。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 17

誤った取扱い

委託販売業を第五種事業としている。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 17

正しい取扱い

事業者登録の申請書類に記載する「事業種別」欄には、事業の性質によって複数の登録区分がある。個人事業主が登録する場合は、最も適切な登録区分を記入する。

また、同一事業者が複数登録する場合、複数登録する登録区分は同一登録の登録区分で統一する。そのため、複数登録する場合は、必ず同一登録区分で登録する。ただし、複数登録する場合は、複数登録する登録区分は同一登録区分で統一する。

したがって、複数登録する場合は、同一登録区分で複数登録する登録区分で統一する。複数登録する場合は、複数登録する登録区分は同一登録区分で統一する。

また、複数登録する場合は、複数登録する登録区分で複数登録する登録区分で統一する。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 18

誤った取扱い

事業専従者が事業を相続した場合、被相続人の基準期間の課税売上高が5000万円を超えることから、簡易課税制度は選択できないとした。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 18

参考条文等

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 18

参考条文等

個人事業者に適用する消費税の課税標準は、原則として事業の取扱いによる販売額をもとに算定される。このため、個人事業者が販売する商品の価格によっては、課税標準が異なる場合がある。また、個人事業者が販売する商品の価格によっては、課税標準が異なる場合がある。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 18

正しい取扱い

誤った取扱い

「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」等がある課税期間から適用するとした場合において、その提出すべき期間の末日が日曜日等に当たるときには、国税通則法第10条第2項の規定により、当該届出書の提出すべき期間がこれらの日の翌日まで延長されると考えている。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 19

参考条文等

○個人事業者に適用する消費税の課税対象の範囲
個人事業者に適用する消費税の課税対象の範囲は、次に示すとおりである。
（1）個人事業者に適用する消費税の課税対象の範囲は、次に示すとおりである。
（2）個人事業者に適用する消費税の課税対象の範囲は、次に示すとおりである。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 19

正しい取扱い

個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも専門知識を必要とするものではありません。しかし、誤りやすい事例が複数あるため、ここでは、個人事業者の消費税の取扱いについて、誤りやすい事例をいくつか挙げて解説します。

個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも専門知識を必要とするものではありません。しかし、誤りやすい事例が複数あるため、ここでは、個人事業者の消費税の取扱いについて、誤りやすい事例をいくつか挙げて解説します。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 20

誤った取扱い

令和6年分の消費税の確定申告において2割特例を適用した事業者が、令和7年分の消費税の確定申告時に、令和7年の課税期間を適用開始期間とする「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができる。

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 20

参考条文等

1990-1991 学年第一学期期中考试卷

～確定申告前に押さえておきたい～個人事業者の消費税・誤りやすい事例 20

正しい取扱い

個人事業者としての消費税の取扱いは、必ずしも専門知識を必要とするものではありません。しかし、誤りやすい事例が複数あるため、ここでは個人事業者の消費税の取扱いについて、誤りやすい事例をいくつか挙げて解説します。

誤りやすい事例として、最も多く見られるのが「仕入代金」と「仕入料金」の混同です。仕入代金とは、商品を購入する際の支払額であり、通常は商品の価格に税金が含まれています。一方で、仕入料金とは、商品を販売する際の支払額であり、通常は商品の価格に税金が含まれません。そのため、仕入代金と仕入料金を混同すると、消費税の計算が間違った結果になります。